

河 社 協 発 第 186 号
令 和 7 年 9 月 11 日

利用者様・ご家族様各位

社会福祉法人 河北町社会福祉協議会
会 長 逸 見 三 和 子

指定居宅介護支援事業所における緊急時の携帯電話対応の変更について

朝夕には秋の気配が感じられるようになり、過ごしやすい季節となってまいりました。

日頃より、本協議会の事業に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、この度、本協議会指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーの体制変更に伴い、10 月より下記のとおり変更することになりました。引き続き安心してご利用いただけるよう対応して参りますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

○営業日(平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)以外の対応

① 電話について

営業日以外は、本事業所の携帯電話(当番職員)へ自動転送となります。

② メールについて

営業日以外は、翌日以降(土・日・祝日の場合は、休み明け)に順次対応します。

※ご不明な点がございましたら、河北町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所担当牧野(電話 72 - 7800)までご連絡お願いいたします。